福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度により、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額が法律により保障されています。そして、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県 最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されています。

政府は、2013年の「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」で引上 げの意向を示し、2016年6月には「毎年年率3%程度を目途として引き上げ全国加重平均 1000円を目指す」具体的金額を閣議決定しました。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却をはかり持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。また、2019年10月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティーネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となります。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要なこととなります。

現在の福島県最低賃金は「時間額772円」ですが、政府の目標金額とは程遠く、また、全国でも27位の低位にあります。このような全国水準との乖離是正は、県内の労働者・生活者のセーフティーネット強化や内需拡大はもとより、県内の人手不足解消、生産年令人口流出の抑制に効果があることは明らかです。

よって、本桑折町議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望します。

- 1. 福島県最低賃金については、政府が掲げる「毎年年率3%程度を目途に引き上げ、全国平均で1000円を目指す」との方針に沿って、相応の引き上げを行うこと。
- 2. 福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 3. 中小・地場産業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- 4. 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月24日

福島県伊達郡桑折町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿厚生労働大臣 根本 匠 殿福島労働局長 岩瀬信也 殿